

## 別紙様式 1（公募実施要領）

令和 5 年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業（水素又は水素混合ガス燃焼機器の安全性能に関する技術基準の策定等調査事業）に係る入札可能性調査実施要領

令和 5 年 4 月 7 日  
経 済 産 業 省  
産 業 保 安 グ ル ー プ  
製 品 安 全 課

経済産業省では、令和 5 年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業（水素又は水素混合ガス燃焼機器の安全性能に関する技術基準の策定等調査事業）の受託者選定に当たって、一般競争入札に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記 1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添 1 登録様式に記入の上、5. 提出先までご登録をお願いします。

### 1. 事業内容

#### （1）概要

ガス用品、液化石油ガス器具等を対象として水素混合ガスによる燃焼性調査を行い、水素又は水素混合ガスを燃料とするガス燃焼機器の安全性能に関する技術基準の整備に資する知見を得ることを目的とする。

ガス用品、液化石油ガス器具等のうち、国内で流通しているバーナー付ふろがま、ガスこんろのうち代表的な製品を購入し、都市ガス、LP ガスに水素 20%程度を混合したガスによって燃焼に係る試験項目（確実に着火すること。爆発的着火がないこと。炎が均一であること。逆火しないこと。燃焼ガス中の一酸化炭素濃度などの確認）を実施することによって、現行基準での課題を抽出するほか、文献調査、海外動向調査なども行い、技術基準の要求事項の検討等を行い資料としてとりまとめる。

#### （2）事業の具体的内容

別紙仕様書のとおり

### (3) 事業期間

委託事業契約締結日から令和6年2月29日まで

### (4) 事業実施条件

市販されているガス燃焼機器を購入し、水素又は水素混合ガスを用いた以下の燃焼試験を実施できること。また、技術的内容への遵守状況等を確認するための試験及び調査に必要な機器及び技術的な知見を有していること。

- ・ ガス事業法に指定されているガス用品については、ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）（令和3年11月15日付け20211109保局第1号）の別添2で示す技術的内容の例の表中の規定に掲げる事項についての試験のうち、燃焼の安全性に係る項目に係る試験。
- ・ 液石法に指定されている液化石油ガス器具等については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（令和3年11月15日付け20211109保局第2号）の別紙で示す技術的内容の例の表中の規定に掲げる事項についての試験のうち、燃焼の安全性に係る項目に係る試験。

## 2. 説明会の開催

説明会は実施しません。質問がある場合は、令和5年4月21日（金）16時00分までにメールで行ってください。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有するので、5. に連絡先（社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を令和5年4月20日（木）16時00分までに登録してください。

## 3. 参加資格

- ・ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

## 4. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。

- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者には断りなく省外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

**【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】**

- ・事業内容の決定（試験用に購入する機器の選定、燃焼性試験の実施方法、文献調査・外部ヒアリングの実施方針、スケジュール、実施体制）
- ・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）
- ・その他、執行管理業務と想定する業務 など

②総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

**<事業類型>**

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業  
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業  
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業  
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を

実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下の URL の通りになります。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)

- ・ 契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他産業保安グループ製品安全課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、専門的知識その他の知見）、④報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添２）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

#### ５．提出先・問合せ先

〒１００－８９０１ 東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省 産業保安グループ 製品安全課 義経、加部 宛て

TEL ０３－３５０１－１７１３

FAX ０３－３５０１－６２０１

E-mail bz1-psd-gas@meti.go.jp

※郵送または E-mail にてご提出願います。

#### ６．提出期限

令和５年４月２８日（金）１２：００

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。

(別添 1)

(様 式)

令和      年      月      日

入札可能性調査 登録用紙

事業名    令和 5 年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業（水素又は水素混合ガス燃焼機器の安全性能に関する技術基準の策定等調査事業）

事業者名    \_\_\_\_\_

住            所 : \_\_\_\_\_

商号又は名称 : \_\_\_\_\_

代 表 者 氏 名 : \_\_\_\_\_

連絡先

T E L :

F A X :

E-mail :

担当者名 :

公募要領に示された事業内容、事業実施条件等について熟読し、承知の上、登録致します。

(別添 2)

## 情報取扱者名簿及び情報管理体制図

### ①情報取扱者名簿

|               |   | 氏名 | 個人住所 | 生年月日 | 所属部署 | 役職 | パスポート番号<br>及び国籍 (※ 4) |
|---------------|---|----|------|------|------|----|-----------------------|
| 情報管理責任者 (※ 1) | A |    |      |      |      |    |                       |
| 情報取扱管理者 (※ 2) | B |    |      |      |      |    |                       |
|               | C |    |      |      |      |    |                       |
| 業務従事者 (※ 3)   | D |    |      |      |      |    |                       |
|               | E |    |      |      |      |    |                       |
| 再委託先          | F |    |      |      |      |    |                       |

(※ 1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※ 2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

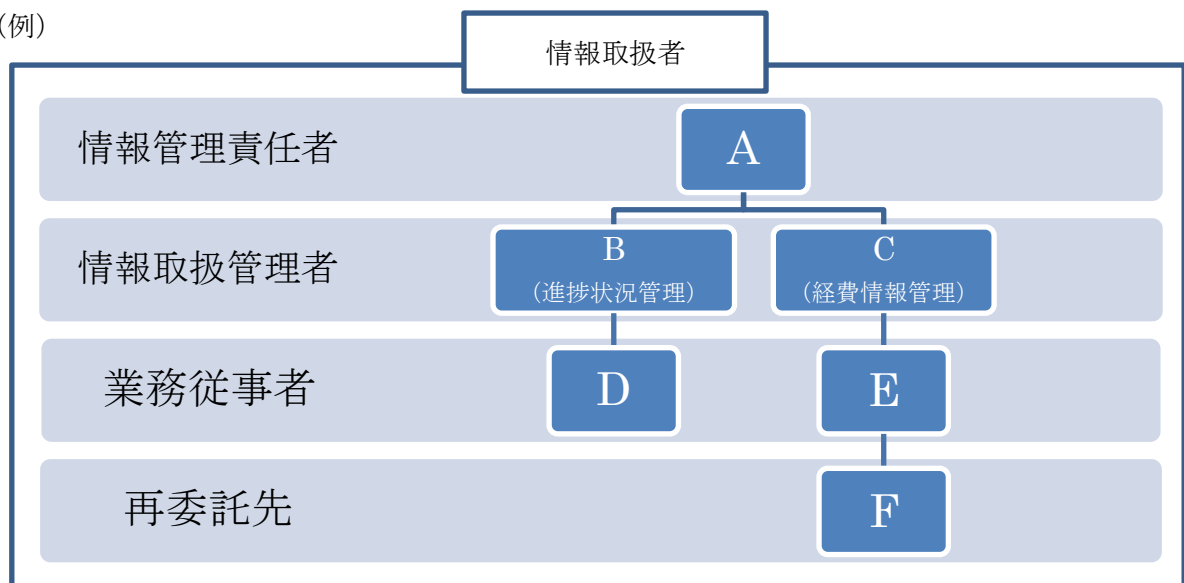
(※ 3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※ 4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※ 5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

### ②情報管理体制図

(例)



#### 【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。